

今月の各種相談

※いずれも無料

相談名	相談内容	日時	場所・問合せ
市民法律	土地、建物、金銭貸借、相続、交通事故などの法律問題	毎週月・㊟午後1時15分～4時15分(各日先着7人)	自治振興課(市役所2階) ☎06(6383)1357 ※受付は実施日当日の午前9時から相談終了時間の30分前(市民法律相談は午後2時)まで。電話可 ※各相談1回30分まで ※要望・苦情などの市民相談窓口は自治振興課です。
行政	国、府、市などの業務に対する要望など	6日㊟午後1時～3時(前日までに要予約)	
登記	登記・測量の問題など	今月はお休み	
外国人市民相談	外国人が抱えている生活上の諸問題	▷ポルトガル語=事前予約制▷中国語=12日㊟午前10時～12時	
CONSULTA PARA ESTRANGEIROS ATENDIMENTO EM QUALQUER DIA C/ HORA MARCADA POR TELEFONE 06 (6383) 1357 中国人在日日本指導諮詢 第2周 星期二 10時～12時			
税務	税理士による所得税や相続税、贈与税などの税務相談	19日㊟午後1時半～4時半(先着6人)	市民税課(市役所2階) ☎06(6319)1990 ※申込みは前日までに、近畿税理士会吹田支部 ☎06(6319)0450へ
就労・労働	就労全般=㊟、労働全般=㊟の相談	毎週㊟㊟午後1時～4時	産業振興課(市役所4階) ☎06(6383)1362
消費生活	消費者の利益・安全に関する苦情・要望など	毎週月～㊟午前9時～午後5時	産業振興課、消費生活相談ルーム(市役所4階) ☎06(6383)2666
多重債務法律	司法書士=㊟、弁護士=㊟による債務(借金)の問題解決	▷7日㊟午後2時～5時 ▷15日㊟午後1時～4時(要事前予約)	
心配ごと	家族関係、生計、病気などの悩みごと	12日㊟・19日㊟・26日㊟午後1時～3時	社会福祉協議会(地域福祉活動支援センター内) ☎06(4860)6460
人権擁護	人権擁護委員による相談	8日㊟午後2時～3時半	自治振興課(市役所2階) 問合せは人権女性政策課へ
人権なんでも	暮らしの中で起こる人権問題	毎週月～㊟午前10時～午後4時	市人権協会(人権女性政策課・市役所4階) ☎06(6383)1011
男性電話	生き方・働き方、人間関係の悩み	27日㊟午後1時～4時	人権女性政策課 ☎06(6155)9167
女性総合(電話・面接)	女性のさまざまな悩みの相談(家庭や職場、パートナーからの暴力の相談も含む)	▷毎週月㊟㊟㊟㊟午前9時半～午後5時 ▷第3・4㊟午後1時～9時 ※11日㊟除く	男女共同参画センターウィズせつつ・相談室 女性総合 ☎06(4860)7116
女性法律(要予約)	女性弁護士による離婚、相続などの法律相談	▷12日㊟午後2時～4時40分 ▷26日㊟午後5時～7時40分	法律・面接予約 ☎06(4860)7114
女性面談(要予約)	女性カウンセラーによる心の悩みのカウンセリング	▷5日㊟午後1時～4時50分 ▷14日㊟・28日㊟午前10時～12時50分 ▷19日㊟午後3時～7時50分	☎06(4860)7114 ※乳幼児の一時保育あり(5日前までに要予約)

お知らせ

2・3月分 体育施設抽選会

次の日程で、抽選会を行います(事前団体登録要)。
 1月9日(出)グラウンド
 11午前9時半▽テニスコート
 11午前11時に、文化ホールで
 問合せ 青少年運動広場へ

お知らせ

◆第Ⅲ期モビバン体操教室
 1月13日～3月17日の水曜日午前10時～11時に、味生体育館で(計10回)／対象は16歳以上／定員12人／受講料5千円／要申込み(同館へ・電話不可・先着)
 ◆第Ⅲ期健康体操教室
 1月18日～3月22日の月曜日▽午前9時半～10時半▽午前10時45分～11時45分に、味生体育館で(各計10回)／対象は16歳以上／定員各25人／受講料5千円／要申込み(同館へ・電話不可・先着)

◆あなたの体力、測りませんか?市民体力テスト
 自分に合った健康づくりを行うサポートを実施(スポーツ庁の新体力テスト実施要項に基づき、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳びなど)
 1月24日(日)午前9時半から、鳥飼体育館で/対象は①20～64歳②65歳以上/定員①15人②20人/※健康マイレージ対象/要申込み(前日までに同館へ・☎可・先着)
 ◆第16回摂津市民ゴルフ大会
 2月16日(火)午前8時15分から、茨木カントリー倶楽部で/定員200人/参加費4千円(別途プレー費1万7千420円、昼食別)／要申込み(1月19日必までに市役所2階・文化スポーツ課で配布(市ゴルフ連盟ホームページからも取得可)の申込書を書いて、同連盟事務局へ郵送、FAXまたはEメール・電話不可・先着)／問合せ同事務局 ☎090(9876)5500へ

せつつの文化財 No.10

摂津の地 ― 祈りと信仰Ⅱ ― 京都伏見稲荷大社との御縁 摂津 坪井(※)

「田植え」は神事なぜ?

みなさんは、毎年11月23日、その年に収穫された新穀を天皇が天神地祇にお供えして感謝の奉告を行う宮中祭祀「新嘗祭」をよくご覧になられると思います。種籾を蒔き、田植えをし、稲刈り(水口播種籾↓御田植祭↓抜穂祭)をすることとは、実は古来よりの神事です。
 そして「新嘗祭」を経て初めて私たちはお米を口にすることが出来ます。昔はお茶碗にご飯一粒でも残したまよそつてもらったりすると「粗末にするな」とよく叱られたものです。
 朱色鮮やかな千本鳥居で有名な京都伏見稲荷大社。御祭神の稲荷大神さまの稲荷の意味は、稲成りや稲を

荷なうことに由来し、御神前に供える御料米をつくるため田植えをし、五穀豊稔を祈願するのが「御田植祭」になります。
 伏見稲荷大社への「献穀講中(お米の奉納)」から御縁が生まれた摂津坪井の人びとは、戦後復興期、昭和24年6月から「大阪三島初穂講」の名で春・夏・秋にかけての御神事に御奉仕されています。
 その初穂は稲荷大神さまにお供えをし御神饌に。天地の神さまに感謝し「いただきます」と食する慣らわしは、古くから日本人が大切にしてきたものです。皇室をはじめ、伊勢神宮などでも「御田植祭」は執り行われております。



「御田植祭」当日は、御神田を前にまず祝詞を奏上(神様に申し上げ)、初夏に美しい平安装束の神楽女が御田舞を奉納し、次に御神田を祓い清めたあと、菅笠にあかね櫛姿の早乙女の坪井の人びとが御田舞歌に合わせ田植えをします。(なお、11月23日「新嘗祭」は戦後、「勤労感謝の日」に。)

▶毎年6月10日、新緑美しい稲荷山の麓の御神田で執り行われる「御田植祭」(京都伏見稲荷大社)